

## 第104回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年11月18日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和元年11月18日(月)午後1時52分
- 3 閉会の日時 令和元年11月18日(月)午後2時57分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町5番6号 勤労者福祉センター4階中会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席 16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	欠席			

### 6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長 森本 章男	参事監 箕浦 勝宏	
	農地担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 浦上 和彦	
	担当課長補佐 竹田 了久	農地担当係長 奥山 英明	
	副主査 柴田 美佳		

### 7 傍聴者 0名

### 8 議 題

#### 第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について  
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
 (4) 転用事業計画変更承認申請について  
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)  
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)  
 (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について  
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について  
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について  
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について  
 (5) 農地改良届について

#### 第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

2 番：荒井 隆文

1 5 番：中山 順市

1 0 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会  
第 1 0 4 回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。2 番 荒井 隆文委員、1 5 番  
中山 順市委員にお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 （議案訂正等の説明）

1 0 月の諮問案件について報告します。南区西高崎の露天資材置場を目的とする 5 条許可申請については、1 0 月 2 8 日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第 1 号議案、農地関係申請等について、  
を上程します。申請等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請  
についての審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお  
願いします。

奥山係長 1 ページ 1 番、受人は御津中山に居住し、世帯で約 1. 2 ヘクタールの農地  
を耕作する農業者ですが、増反により御津国ヶ原の田を所有権移転しようと  
するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 2 0 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 番、3 番は申請人同士による交換ですので、併せて説明します。2 番の受人は御津宇垣に居住し、世帯で約 5 4 アールの農地を耕作する農業者で、3 番の受人は御津宇垣に居住し、世帯で約 3 5 アールの農地を耕作する農業者ですが、以前から実際に耕作している農地の位置と登記名義が一致しておらず、是正を行うため御津宇垣の田を交換しようとするものです。

いずれも、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4 番、5 番は申請人同士による交換ですので、併せて説明します。4 番の受人は建部町市場に居住し、世帯で約 4 7 アールの農地を耕作する農業者で、

5番の受人は建部町市場に居住し、世帯で約49アールの農地を耕作する農業者ですが、お互いの耕作を便利にするため建部町市場の田を交換しようとするものです。

いずれも、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は久米郡美咲町に居住していますが、建部町川口の田と畑を所有権移転して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は都窪郡早島町に居住していますが、建部町角石谷の田と畑を所有権移転して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積20アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 1ページ8番、受人は西畦に居住し、世帯で約2.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により西畦及び曾根の田に10年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

#### 《國定委員退室》

9番、受人は昭和41年に設立され、藤田に本店を置き、約104ヘクタ

ールの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は中畦に居住し、世帯で約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により中畦の田を所有権移転しようとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は古新田に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は小串に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により小串の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は平成28年に設立され、藤田に本店を置く農地所有適格法人で、新規農により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は迫川に居住し、世帯で約6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

地区協議会で協議した結果、受人が本年7月に農地法4条許可を受け、ブドウ畑を目的として農地改良を行っている農地について、当初計画されてい

た工事内容と実際の工事内容との間に疑義が生じているため、工事の変更箇所について計画変更の書類を提出してもらい、許可どおり農地改良が施工されているかを確認した後に、今回の3条申請について再度審議することとして保留意見となっています。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で8番から14番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、14番は保留意見、その他はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（1）については、御津・建部地区1番から南区14番までの内、南区14番は保留、その他13件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。

#### 《國定委員入室》

**議 長** 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3ページ1番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は倉敷市東富井の借家に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になったため、実家に近く農業を手伝いやすい申請地へ分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は現在、近隣に事業所を有する法人及び近隣住民より、申請地における駐車場賃貸契約の申し出を受けていることから、申請地を貸露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農

地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番、2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3ページ3番、転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置です。まず、「営農継続型太陽光発電設備等について」をご覧ください。営農継続型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としては、支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。一時転用期間は3年間です。また、一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。「営農の適切な継続」については、パネル下部における単収が、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと、農作物の品質に著しい劣化が生じないことが要件となります。また、許可後は年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義務があり、3年後には下部農地での営農状況を示した上で、さらに3年間の一時転用許可を取る必要があります。

申請人は農業経営を始めるに当たり、収益性の確保と本格的な農業の基盤作りのため、所有している申請地で太陽光発電を行い、そのパネル下部において榊の栽培を行おうとするものです。

営農継続型太陽光発電設備への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというものですので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があり、計画している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要となります。

この申請については、意見書や営農計画書など必要最低限の書類は整っていましたが受理しておりますが、地区協議会で協議した結果、一般社

団法人ソーラーシェアリング協会による「知見を有する者からの意見書」中、関連データとして記載されている栃木県鹿沼市や静岡県浜松市の実証実験における遮光率と本案件の遮光率が大きく異なっている点や、また、「営農計画書」に記載されている下部の農地の単収についての記述に疑義が生じていることから、添付書類を補足する、あるいは説明する資料がさらに必要と考え、補足資料等の提出後に再度審議することとして保留意見となっています。

**議 長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、3番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（2）については、中・中央地区1番、2番の2件を許可、御津・建部地区3番を保留と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ1番、転用目的は通路用地です。申請人は平成11年に設立され、北区一宮に本店を置き、土木建築業を主な事業としています。申請人は、申請地から約900mの位置に残土処分場を有しており、申請地に接する県道から市道を経路として大型車両により残土の搬出入を行っています。平成30年西日本豪雨により当該市道および市道横の河川護岸が損壊し、現在、仮復旧のため申請地が通路となっています。復旧工事後は、市道は現状復旧により従前の幅員となりますが、大型車両の通行及び今後の災害の備えとして市道の拡幅が必要であるとの考えから申請地を通路用地として転用するものです。

農地区分は、農地の広がり方が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、平成31年2月締めで農振除外申出があり、本年11月14日付で除外済みの案件で、転用目的は美容院です。申請人は、独立開業するため、現住居から近く、また、県道沿いで集客が見込める申請地を所有権移転し、美容院を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、4番は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自動車修理工場です。3番、申請人は平成22年に設立され、北区久米に本店を置き、自動車整備業を主な事業としていますが、近年、自動車の構造が複雑化しており、既存施設では顧客の要望に対応することが困難となっています。そのため、顧客に十分なサービスを提供するため、また、中国運輸局に近く、幹線道路へのアクセスが便利な申請地に賃借権を設定し、自動車修理工場を建築しようとするものです。4番、申請人は昭和50年に設立され、北区久米に本店を置き、自動車整備業を主な事業としていますが、近年、自動車の構造が複雑化しており、既存施設では顧客の要望に対応することが困難となっています。そのため、顧客に十分なサービスを提供するため、また、中国運輸局に近く、幹線道路へのアクセスが便利な申請地に賃借権を設定し、自動車修理工場を建築しようとするものです。

農地区分は、北区役所土木農林分室から半径300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。転用期間は、許可日から3年間です。申請人は昭和54年に設立され、北区今岡に本店を置き、土木建築業を主な事業としています。申請人は、現在、本社敷地を露天駐車場及び露天資材置場として利用していますが、事業拡大により手狭となったため、本社周辺で便利の良い申請地に賃借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場として転用しようとするものです。

地区協議会で協議した結果、土地利用計画等に疑義が生じているため、新たな土地利用計画図等の提出後に再度審議することとして保留意見となっています。

6番、7番は同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。6番、申請人は一宮の借家に家族4人で居住していますが、家

財道具が増え手狭になったため、実家に近く便利のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。7番、申請人は久米の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近く便利のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己住宅です。申請人は兵庫県神戸市垂水区の持ち家に家族5人で居住していますが、子どもの小学校入学を機に、実家に近く、祖父母の世話がしやすい祖父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

農地区分は、地域センターから半径300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、5番は保留意見、その他はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 4ページ9番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場及び作業場です。申請人は、昭和48年に設立され、北区延友に本店を置き、塗装業を主な事業としていますが、資材置場が狭くスペースが不足しているため、事務所に近い申請地を資材置場及び作業場として一時転用許可を受け使用していました。今後も引き続き露天資材置場及び作業場として利用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は自己住宅です。申請人は、倉敷市東富井にある借家に

家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家の隣接地でお互いに助け合って生活できる母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、9番、10番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ11番、平成31年2月締めで農振除外申出があり、本年11月14日付で除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は平成14年に設立され、御津伊田に本店を置き、自動車・農機具部品のリサイクル業を主な事業としており、申請地の東約50mの位置に本社事務所・工場が所在しています。事業拡大に伴い駐車場や事務所・工場スペースが不足しているため、既存駐車場に隣接した申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、既存施設の拡張に該当し、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和34年に設立され、御津野々口に本店を置き、電気機器の製作・販売を主な事業としており、申請地の南約100mの位置に本社事務所・工場が所在しています。事業拡大に伴い駐車場が不足しているため、既存駐車場に隣接した申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、駅から半径300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、美作市林野の官舎に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く便利の良い父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、11番から13番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

柴田副主査 14番、平成31年2月締めで農振除外申出があり、本年11月14日付で除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は東睦の実家に二世帯7人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く農業を引き継ぐのに便利な父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した「住宅」に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は露天資材置場敷地拡張です。申請人は平成13年に設立され、北区問屋町に本店を置き、不動産業・建設業を主な事業としていますが、資材置場が不足しているため、既存資材置場に隣接している申請地を所有権移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、平成31年2月締めで農振除外申出があり、本年11月14日付で除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は北区兵団の借家に家族

4人で居住していましたが、住居が手狭になったため、現在は仮住まいとして浦安南町の父所有の会社兼用住宅を借りて居住しています。この度、住居の新築を計画し、勤務先に近く通勤に便利で、また、実家にも近く子育ての協力が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、区役所から半径300メートル内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場・露天資材置場です。申請人は平成18年に設立され、南区福田に本店を置き、土木工事業を主な事業としています。現在の露天駐車場・露天資材置場は賃借していますが間口が狭く大型車両の出入りが困難で作業効率が悪く、また、住宅が近いことから苦情が出ているため、間口が広く事業拡大による車両の増加にも対応できる申請地を所有権移転し、露天駐車場・露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、事業計画から妥当な面積と判断されます。被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

18番、平成30年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場敷地拡張です。申請人は平成4年に設立され、南区内尾に本店を置き、足場リース・土木工事業を主な事業としています。露天資材置場が不足しているため既存資材置場に隣接した申請地に使用貸借権を設定し、露天資材置場として一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、敷地拡張に該当し例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番から23番は同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。19番、申請人は倉敷市林の借家に家族3人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先と妻の実家への交通アクセスが良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。20番、申請人は福田の借家に1人で居住していますが、住居が手狭になったため、両親の家にも近く協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅

を建築しようとするものです。21番、申請人は豊成の借家に夫婦2人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先及び両親の家に近く、両親と協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。22番、申請人は泉田の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。23番、申請人は福富東の借家に家族4人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近くなり、また、夫の通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも区役所から半径500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は自己住宅です。申請人は豊成の借家に夫婦2人で居住していますが、出産を控え住居が手狭になったため、勤務先に近くなり、また、実家への交通アクセスの良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は自己住宅です。申請人は彦崎にある妻の実家に2世帯6人で居住していますが、住居が手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。現住居には妻の両親が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、14番から25番までの12件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（３）については、中・中央地区１番から南区  
２５番までの内、中・中央地区５番は保留、その他２４件を許可と決  
定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。なお、１７番は転用面積  
が３，０００㎡を超えていますので、岡山県農業会議へ諮問し、許  
可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。次に  
申請等（４）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。  
南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 １番、２番は転用事業者が同じで関連がありますので、併せて説明します。  
１番は令和元年９月３０日に農地法第４条で農地改良のための一時転用許可  
を、２番は令和元年９月１８日に農地法第５条使用貸借権設定で１番の農地改  
良のための搬入車両用通路として、それぞれ一時転用許可を受けましたが、農  
地改良の見通しが甘かったことにより、計画を検討しなおした結果、転用期間  
が不足するため、１番、２番ともに転用期間を変更しようとするものです。一  
時転用期間は、１番が令和元年１０月１５日から令和２年１０月３１日まで、  
２番が令和元年１０月１日から令和２年１１月３０日までです。当初の許可日  
から３年以内での期間の延長のみの変更のため、問題ないと考えます。

３番、当初計画者は平成２５年５月２８日に農地法第５条使用貸借権設定で  
自己住宅建築の許可を受けましたが、金融機関融資の目的が立たなくなったた  
め計画を取りやめたものです。承継者は現在、当新田の官舎に家族４人で居住  
していますが、住居が手狭になったため、現住居に近く生活環境が変わらない  
申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農  
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、  
一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意  
見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、１番から３番までの３件について協議したところ、事務局説

明のとおりで、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様に承認意見です。

議長 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 長 それでは申請等（４）については、南区１番から３番までの３件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 長 それではそのように決定いたします。次に、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（５）所有権の移転、申請等（６）利用権の設定を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 申請等（５）所有権の移転は、８ページ１番の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。

申請等（６）利用権の設定は、９ページ中・中央地区１番から１２ページ南区２番までで、農地中間管理機構が貸付希望の農家から中間管理権を設定するための利用権設定です。合計面積が３５，５３２㎡、新規６件、更新１件となっています。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法１８条３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では承認意見となっています。なお、中間管理機構が中間管理権を設定して借り受けた農地については、このあと機構が担い手へ貸し付けを行うために「利用配分計画」を作成し、岡山県の認可を受けて公告後、担い手との貸し借り開始予定です。今回の計画は、１２月３１日からの貸借開始と聞いています。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 長 では、申請等（５）から（６）までの岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 長 それではそのように決定いたします。次に申請等（７）農地法第

3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 13ページ中・中央地区1番から17ページ南区16番までの16件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、11番は相続による賃借権設定、その他は、いずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等(7)の16件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、18ページ1番から5番までの5件です。転用目的は、共同住宅3件、自己住宅1件、露天駐車場1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、19ページ1番から20ページ12番までの12件です。転用目的は、トランクルーム・ガレージ1件、賃貸住宅1件、自己住宅1件、分譲住宅地6件、露天資材置場1件、敷地拡張1件、露天駐車場1件、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、21ページ1番から23ページ13番までの13件で、解約理由は、6番が転用目的、その他はいずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、24ページ1番、2番の2件で、内容は、農機具置場1件、農業用倉庫1件です。

最後に報告(5)農地改良届については、25ページ1番から5番までの5件で、内容は、普通野菜畑5件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、

**第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。**

事務局 第2号議案、農政関係等について、の1ページ、2ページをご覧ください。  
まず、(1)農地利用最適化推進委員の辞任同意について、です。南区の藤田地区を担当していただいている左山農地利用最適化推進委員から、体調不良により推進委員の職務が継続できなくなったとして、2ページに掲げておりますとおり令和元年10月24日付けで辞任同意願が提出されています。推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、農業委員会の同意が必要となりますので、ご審議をお願いします。

議長 何かご質問、ご意見がありますか。

小林委員 委員改選の時期も迫っているため、推進委員の後任は募集なしで、他の委員によるサポートを受けながら任期満了まで務めることになっています。

議長 それでは、(1)推進委員の辞任同意については、同意することと決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。引き続き、事務局から説明をお願いします。

事務局 (2)農地利用最適化推進委員の募集について  
(3)その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 (1)次回総会予定(12月13日(金)岡山市役所1階多目的ホール)  
職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時57分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員